

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(19)

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 訓 令 | |
| ○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 1 |

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 9 号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第13条第 1 項中「（第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた知事政策局長があらかじめ指定する職員を含む。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改める。

別表第 1 の 1 の表室課長専決事項の欄第25号ソ中「旅費（」の次に「宿泊を伴わない県内旅行に係るもの、」を加え、同表出先機関の長専決事項の欄第18号ソ中「旅費（」の次に「宿泊を伴わない県内旅行に係るもの、」を加え、同欄第20号カ中「3 億円」を「5 億円」に改める。

別表第 2 の 1 の表知事政策局の項中

| | | | | |
|-----------|---|-----------|-----------|------|
| 知事政 策局 | を | 総合政 策局 | 企画調 整室 | に改め、 |
|-----------|---|-----------|-----------|------|

同表中

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>校及び各種学校の設置等の認可に関すること（室課長の専決事項に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 富山県奨学資金（大学院奨学資金に限る。）の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。</p> <p>(5) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に関すること（室課長の専決事項に係るものを除く。）。</p> | <p>的の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に係る届出の受理に関すること。</p> | <p>体育施設</p> <p>次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。</p> <p>ア 総合体育センター</p> <p>イ 高岡総合プール</p> <p>ウ 富山武道館</p> <p>エ 高岡武道館</p> <p>オ 富山弓道場</p> <p>カ 福光射撃場</p> <p>キ スキージャンプ場</p> <p>ク 漕艇場</p> <p>ケ 上市カヌー競技場</p> <p>コ 西部体育センター</p> |
|--|--|--|---|

を

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>校及び各種学校の設置等の認可に関すること（室課長の専決事項に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 富山県奨学資金</p> | <p>的の変更の認可に関すること。</p> <p>(4) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に係る</p> | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|--|---|---------------------|--|
| | <p>(大学院奨学資金に限る。)の貸与者の決定及び返還の免除に関すること。</p> <p>(5) 公立大学法人富山県立大学に係る認可、承認及び監督に関すること (室課長の専決事項に係るものを除く。)</p> | <p>届出の受理に関すること。</p> | |
|--|---|---------------------|--|

に、

| | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| <p>総合交 通政策 室</p> | <p>空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可に関すること(空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> | <p>空港内で営業する者の許可に関すること(空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。)</p> | <p>空港管理事務所</p> <p>(1) 空港の運用時間外の空港施設の使用許可に関すること。</p> <p>(2) 空港施設の使用届又は使用変更届の受理に関すること。</p> <p>(3) 空港における換算単車輪荷重が30トンを超える航空機の使用許可に関すること。</p> |
|--------------------------|---|---|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>(4) 空港において爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬する行為及び裸火を使用する行為の許可に関するすること。</p> <p>(5) 空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関するすること。</p> <p>(6) 空港内で営業する者の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関するすること。</p> <p>(7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関するすること。</p> <p>(8) 空港制限区域立入証等の交付に関するすること。</p> |
|--|--|--|--|

を

| | | |
|---|-----|------|
| 「 | スポー | 体育施設 |
|---|-----|------|

| | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|
| <p>ツ振興 課</p> | | | <p>次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関する事 ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場 カ 福光射撃場 キ スキージャンプ場 ク 漕艇場 ケ 上市カヌー競技場 コ 西部体育センター</p> |
| <p>少子化 対策・ 県民活 躍課</p> | <p>(1) 特定非営利活動法人に係る設立及び合併の認証、認定、認定の有効期間の更新、特例認定並びに合併の認定に関する事。 (2) 特定非営利活動法人に係る業務、</p> | <p>(1) 特定非営利活動法人に係る定款の変更の認証に関する事。 (2) 特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能による解散の認定に関する事。</p> | |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| | 財産状況等の報告 又は検査に関する こと。 (3) 特定非営利活動 法人に係る勧告、 命令及びその他の 事業の停止に関す ること。 | (3) 解散した特定 非営利活動法人 に係る残余財産 の譲渡の認証に 関すること。 | |
| 国際課 | | 一般旅券の交付 に関すること。 | |

に改め、同表観光・地域振興局の項を次のように改める。

| | | | | |
|-------------------------|------------------------------|---|--|--|
| 観光・ 交通・ 地域振 興局 | 観光振 興室 総合交 通政策 室 | 空港内の工作物の 設置及び土地、建物 等の使用の許可に関 すること（空港管理 事務所長の専決事項 に係るものを除く。）。 | 旅行業約款の許 可に関すること。 空港内で営業す る者の許可に関す ること（空港管理 事務所長の専決事 項に係るものを除 く。）。 | 空港管理事務所 (1) 空港の運用時間 外の空港施設の使 用許可に関するこ と。 (2) 空港施設の使用 届又は使用変更届 の受理に関するこ と。 (3) 空港における換 算単車輸荷重が30 トンを超える航空 機の使用許可に関 すること。 |
|-------------------------|------------------------------|---|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>(4) 空港において爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬する行為及び裸火を使用する行為の許可に関すること。</p> <p>(5) 空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 空港内で営業する者の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関すること。</p> <p>(7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関すること。</p> <p>(8) 空港制限区域立入証等の交付に関すること。</p> |
|--|--|--|--|

別表第 2 の 1 の表中

| | | | |
|-----|-------------|------------|-------|
| | | | すること。 |
| 男女参 | (1) 特定非営利活動 | (1) 特定非営利活 | |

の規定による主務大臣への報告に関すること。

(5) オフロード法第28条第2項の規定による指導及び助言に関すること。

別表第2の1の表厚生部厚生企画課の項部局長専決事項の欄第2号、同項室課長専決事項の欄第16号、同表厚生部高齢福祉課の項部局長専決事項の欄第2号及び同項室課長専決事項の欄第2号中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に改め、同

表厚生部児童青年家庭課の項中

| | | |
|-----------------|---|------------|
| 児童青 年家庭 課 | を | 子ども 支援課 |
|-----------------|---|------------|

に改め、同表厚生部障害福

祉課の項部局長専決事項の欄第3号、同項室課長専決事項の欄第4号、同表厚生部健康課の項部局長専決事項の欄第8号及び同項室課長専決事項の欄第12号中「児童青年家庭課」を「子ども支援課」に改め、同表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄中第15号を第18号とし、第9号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 食鳥検査法による指定検査機関の指定に関すること。

(10) 食鳥検査法による指定検査機関の休廃止の許可に関すること。

(11) 食鳥検査法による指定検査機関の指定の取消し等に関すること。

別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄中第14号を第22号とし、第6号から第13号までを8号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の8号を加える。

(6) 食鳥検査法による指定検査機関の公示及び申請事項の変更に係る届出の受理等に関すること。

(7) 食鳥検査法による食鳥検査に係る報告の徴収に関すること。

(8) 食鳥検査法による役員等の選任及び解任の認可等に関すること。

(9) 食鳥検査法による業務規程の認可等に関すること。

(10) 食鳥検査法による事業計画の認可等に関すること。

(11) 食鳥検査法による監督命令に関すること。

(12) 食鳥検査法による指定検査機関の食鳥検査の業務又は経理の状況に係る報告の徴収に関すること。

(13) 食鳥検査法による立入検査に関すること。

別表第2の1の表中

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 立地通 商課 | <p>(1) 採石法第33条の規定による採取計画の認可及び同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。</p> <p>(2) 工場立地法第6条、第7条、第8条、第12条及び第13条第3項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による特定工場の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 工場立地法第9条の規定による勧告に関すること。</p> <p>(4) 工場立地法第10条の規定による変更命令に関すること。</p> <p>(5) 工場立地法第11条第2項の規定に</p> | | |
|-----------|--|--|--|

| | | | |
|--|--------------------|--|--|
| | よる期間の短縮に 関すること。 | | |
|--|--------------------|--|--|

を

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 立地通 商課 | 採石法第33条の規 定による採取計画の 認可及び同法第33条 の9の規定による認 可採取計画の変更命 令に関すること。 | | |
|-----------|--|--|--|

に改め、同表農林水産部水産漁港課の項室課長専決事項の欄に次の1号を加える。

(12) 漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定による承認に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄中第133号を第136号とし、第130号から第132号までを削り、第129号を第135号とし、第113号から第128号までを6号ずつ繰り下げ、第112号を第117号とし、同号の次に次の1号を加える。

(118) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による書面の交付（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第2の1の表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第111号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同号を同欄第116号とし、同欄第110号の次に次の5号を加える。

(111) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第8条の規定による指導及び助言（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

(112) 建築物省エネ法第12条及び第13条の規定による判定（富山県建築基準法施行規則別表第1第2項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

(113) 建築物省エネ法第19条第2項の規定による指示（富山県建築基準法施行規則

別表第 1 第 2 項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。)に関すること。

(114) 建築物省エネ法第 20 条第 3 項の規定による協議（富山県建築基準法施行規則別表第 1 第 2 項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

(115) 建築物省エネ法第 21 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査（富山県建築基準法施行規則別表第 1 第 2 項(ウ)欄に掲げる建築物等に係るものに限る。）に関すること。

別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項部局長専決事項の欄第 24 号を削り、同項室課長専決事項の欄中第 50 号から第 52 号までを削り、第 49 号を第 55 号とし、第 36 号から第 48 号までを 6 号ずつ繰り下げ、第 35 号を第 40 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(41) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定による書面の交付に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第 2 の 1 の表土木部建築住宅課の項室課長専決事項の欄中第 34 号を第 39 号とし、第 33 号の次に次の 5 号を加える。

(34) 建築物省エネ法第 8 条の規定による指導及び助言に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

(35) 建築物省エネ法第 12 条及び第 13 条の規定による判定に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

(36) 建築物省エネ法第 19 条第 2 項の規定による指示に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

(37) 建築物省エネ法第 20 条第 3 項の規定による協議に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

(38) 建築物省エネ法第 21 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること（土木センター所長の専決事項に係るものを除く。）。

別表第 2 の 1 の表出納局検査室の項室課長専決事項の欄第 3 号ウ中「対価」を「代価」に、「3 億円」を「5 億円」に改め、同表出納局総務会計課の項室課長専決事項の欄第 3 号ウ中「旅費（」の次に「宿泊を伴わない県内旅行に係るもの、」を加える。

別表第 2 の 6 中「第 113 号から第 119 号まで、第 124 号ウ及び第 130 号」を「第

111号、第 119号から第 125号まで及び第 130号ウ」に改める。

別表第 3 の(1)の表中

| | | | | |
|-----------|-------------------------------|----------|--------------------|--------------------|
| 知事政策局長 | 課の所掌に属する事務 | 次 長 | 主 務 課 長 | 知事政策局長があらかじめ指定する職員 |
| | 総合交通政策室の所掌に属する事務 | 総合交通政策室長 | 主 務 課 長 | 知事政策局長があらかじめ指定する職員 |
| | その他の事務 | 次 長 | 知事政策局長があらかじめ指定する職員 | |
| 観光・地域振興局長 | 課（地方創生推進室に置かれた課を除く。）の所掌に属する事務 | 次 長 | 主 務 課 長 | 連 絡 課 長 |
| | 地方創生推進室に置かれた課の所掌に属する事務 | 地方創生推進室長 | 主 務 課 長 | 連 絡 課 長 |

を

| | | | | |
|--------------|------------------|----------|--------------------|--------------------|
| 総合政策局長 | 課の所掌に属する事務 | 次 長 | 主 務 課 長 | 総合政策局長があらかじめ指定する職員 |
| | 企画調整室の所掌に属する事務 | 企画調整室長 | 主 務 課 長 | 総合政策局長があらかじめ指定する職員 |
| | その他の事務 | 次 長 | 総合政策局長があらかじめ指定する職員 | |
| 観光・交通・地域振興局長 | 課の所掌に属する事務 | 次 長 | 主 務 課 長 | 連 絡 課 長 |
| | 観光振興室の所掌に属する事務 | 観光振興室長 | 主 務 課 長 | 連 絡 課 長 |
| | 総合交通政策室の所掌に属する事務 | 総合交通政策室長 | 主 務 課 長 | 連 絡 課 長 |

に、

| | | | | |
|--------------|--|-------------|-------|------|
| 出納局長 | | 次長 | 主務室課長 | 連絡課長 |
| 知事政策局長があらかじめ | | 指定職員が指定する職員 | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 室課長専決事項を専決する者として指定する職員（以下この項において「指定職員」という。） | | | | |
|---|--|--|--|--|

を

| | | | | |
|------|--|-----|-------|------|
| 出納局長 | | 次 長 | 主務室課長 | 連絡課長 |
|------|--|-----|-------|------|

に改める。

別表第 3 の(2)の表中「知事政策局」を「総合政策局」に、

| | | | | |
|----------|--|------|------|------|
| 空港管理事務所長 | | 所長代理 | 主務課長 | 総務課長 |
|----------|--|------|------|------|

を

| | | | | |
|-----------------------|--|------|------|------|
| (観光・交通・地域振興局)空港管理事務所長 | | 所長代理 | 主務課長 | 総務課長 |
|-----------------------|--|------|------|------|

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表出納局検査室の項室課長専決事項の欄第3号の改正規定（「対価」を「代価」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(人 事 課)